



交付申請前に必ずお読みください



令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(設備単位型) (Ⅲ)設備単位型、(Ⅲ)GX設備単位型を申請する方向け

省エネ法上の**特定事業者等**に該当する事業者の皆さま

過年度同様に、以下の申請要件となります。

●省エネ法に基づく定期報告情報の「開示制度」に参加宣言していること

令和7年度において開示制度に参加していない事業者は、令和8年度の開示制度に参加のうえ、必要書類を提出する必要があります。詳しくは交付申請の手引きP.55をご確認ください。

●省エネ法に基づく「定期報告書の特定第1表の写し」を提出すること

詳しくは交付申請の手引きのP.54をご確認ください。

省エネ法上の**特定事業者等以外**に該当する事業者の皆さま

(Ⅲ)設備単位型、(Ⅲ)GX設備単位型を申請する場合、

省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl未満)においても、エネルギー合理化に関する中長期計画の策定が必要となりました。

交付申請の手引きP.63～P.66をご確認のうえ、SIIが定める指定様式にて、

中長期計画書を必ず作成・提出してください。

「中長期計画書」の作成について

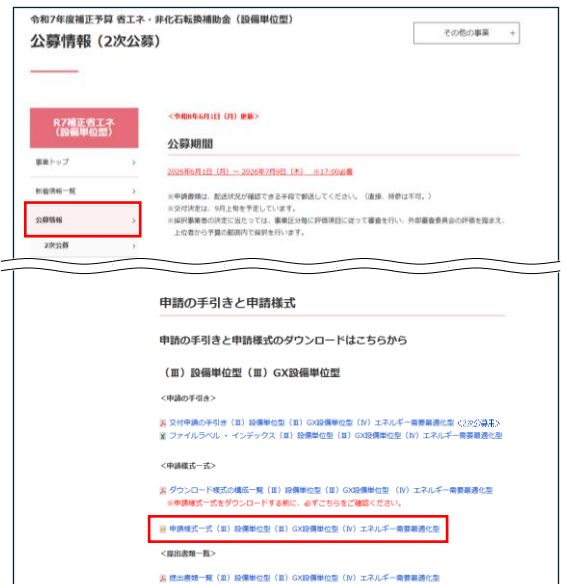
● SIIが定める指定様式で作成してください。

【SII指定様式のダウンロード方法】

SIIホームページの本事業のページで[公募情報]をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「ZIP 申請様式一式」をクリックしてください。

● 必要事項を漏らさず記入してください。

本資料の2ページ目以降、及び交付申請の手引きP.63～P.66をご確認のうえ、作成してください。



提出書類に不足や不備があった場合、書類の修正・再提出が必要になり、審査に時間を要する可能性があります。

SII指定書式「添付14 中長期計画書の写し」 作成時の注意点

中 長 期 計 画 書

I 事業者の名称等			
① 事業者の名称	〇〇工業株式会社		
② 主たる事務所の所在地	東京都中央区〇〇二丁目3番5号		
② 計画期間	2026年度～2031年度		
③ 主となる管理担当者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名	取締役	
	氏名	環境一朗	
	勤務地	東京都中央区〇〇二丁目3番5号	
	電話	(03) - 5565 - 44〇〇	
	FAX	(03) - 5565 - 44〇〇	
II 省エネルギーの推進体制			
④ 立ち上げ時期	2026年 8月		
④ 体制・会合実施頻度についての説明 (関連部局が広く参画すること)	環境管理部門、生産部門の代表者が集まり、 2か月に1回の頻度で、省エネルギー委員会を実施。		
III 省エネに対する取り組み			
取り組み内容	補助金活用	実施範囲	実施時期
⑤ 高効率空調の導入	●	〇〇工場	2026年度
⑥ 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整		本社	2027年度
⑥ 空調の設定温度の見直し		本社	2027年度
本補助金を活用した設備導入以外に行っている取り組みについては、 本資料の3ページ目を参考に自由記述してください。			
IV 2023年以降の省エネ診断の受診もしくは省エネ専門家への相談状況			
⑧ 今後実施する予定がある			

種別/No.	項目名	作成のポイント
I 事業者の 名称等	① 事業者の名称と 主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者の名称」には設備使用者名を記入してください。 「主たる事務所の所在地」には本社の住所を記入してください。
	② 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 3～5年の中長期的な計画期間をプルダウンから選択してください。
	③ 主となる管理担当者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 主となる管理担当者の情報を記入してください。 ※「責任者(役員クラス)」としてご担当いただける方の職名・氏名等を想定しておりますが、社内の内部規定等により判断いただいても構いません。
II 省エネルギー の推進体制	④ 立ち上げ時期と 体制・会合実施頻度 についての説明	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ(予定)時期を記入してください。 省エネ活動を継続的に行うための仕組みづくりとして、省エネルギー推進への取り組みに対して事業所全体で体制・会合を組み、その内容や会合の実施頻度等を記入してください。 ※個人事業主などの小規模な企業体においても同様に策定し、記入してください。
	取り組み内容は、計3項目以上(補助金活用含む)記入してください。	
III 省エネに 対する 取り組み	⑤ 取り組み内容 ※1行目	<ul style="list-style-type: none"> 1行目には、本補助金を活用して導入する設備区分をプルダウンから選択してください。 ※複数設備区分を導入する場合は2行目以降をご活用ください。 この場合、「補助金活用」欄のプルダウンで「●」を選択してください。
	⑥ 取り組み内容 ※2行目以降	<ul style="list-style-type: none"> 本補助金を活用した設備導入以外の取り組みの計画を立て、記入してください。 ※次ページを参考に自由記述してください。 本補助金を活用して導入する設備は、「補助金活用」欄にプルダウンで「●」を選択してください。
	⑦ 実施範囲・実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 取り組み内容を実施する範囲を記入してください。 ※「本補助金を活用した設備導入」以外の取り組みに関しては、補助事業ポータルに登録した事業実施場所に範囲を限定する必要はありません。 取り組み内容を実施する時期をプルダウンから選択してください。
IV 状況	⑧ 2023年以降の 省エネ診断の受診もしくは 省エネ専門家への相談状況	<ul style="list-style-type: none"> 取り組み状況をプルダウンから選択してください。

SII指定書式「添付14 中長期計画書の写し」 作成時の注意点

「Ⅲ 省エネに対する取り組み」の自由記述欄について

中長期的(3～5年)に省エネに対する取り組みの計画を立てたうえで、省エネ活動を継続的に行うための仕組みの構築を図ることを目的とした具体的な取り組み内容を以下を参考に記入してください。

※現在、既に行われている取り組みではなく、「I 事業者の名称等 計画期間」で選択している期間における、今後の計画を立ててください。

分類	「取り組み内容」の記入例
環境・設備	<ul style="list-style-type: none">・空調や冷蔵庫、温水便座の設定温度の見直しを行う。・空調の室内機フィルタの清掃頻度を増やす。・室外機周辺に遮断物を置かず、直射日光を避ける。・冷凍・冷蔵庫の吸込み口・吹出し口に遮断物を置かない。・使用していない機器のプラグを抜く。・不利用エリアは空調や照明の電源をオフにする。・窓際等の自然採光部分は消灯する。・夏季期間中の「クールビズ」の実施。
体制・管理	<ul style="list-style-type: none">・省エネに関する目標、設備の運用、新設及び更新等の取組方針を策定する。・省エネを図るための責任者を配置する等管理体制を整備する。・省エネを図るための必要な資金・人材を確保する。・従業員に対し取組方針の周知を図るとともに、省エネに関する教育を行う。・取組方針の遵守状況を確認し、遵守状況について評価を行う・取組方針及び遵守状況の評価方法については定期的に精査し、変更を行う。・取組方針や管理体制を文書で管理し、状況を把握する。・省エネに資する取組に関する情報を開示する。

こちらも参考にしてください

- 省エネポータルサイト
事業者向けの省エネ対策が、地域ごと・季節ごとに資源エネルギー庁より紹介されています。
各パンフレットには、設備や業種に応じた省エネ対策例が掲載されています。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/
- 省エネルギーセンターの省エネ事例集
「コストをかけずに実行できる運用改善提案」や、事業者の省エネに関する取り組み事例が掲載されています。
<2025年度 省エネ事例集>
https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan_jirei2025.pdf
<2024年度 省エネ事例集>
https://www.shindan-net.jp/pdf/shindan_jirei2024.pdf
- 省エネ法上の中長期計画書の作成指針
省エネ法上の中長期計画書は、特定事業者等による省エネ法第15条に定められた中長期計画の的確な作成に資するため、業種ごとに4種類の作成指針が制定されています。
各作成指針には工場等判断基準の目標に掲げられている事項の具体例等が記載されています。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/